

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

July 2021



EY Taiwan

JBS NEWS LETTER

- July 2021 -

日系企業から多く頂くご質問 ～会社決算・取引編～



▶ 前書き

日系企業に共通するご質問は多く、同じ悩みや疑問を抱えるケースもあると思います。今回は、クライアントの皆様からお受けするご質問のうち、会社決算及び取引に関して、最近一年で多かったものを一部ご紹介します。今回の内容によって、これまで気づかなかった事項もあるかもしれません。ご参考になれば幸いです。

▶ 今回お伝えしたいポイント

<会社決算編>

- ▶ 会社法における会計士監査要件を満たした場合、どの年度から監査が必要となるのか
- ▶ 会計士による監査要件の整理
- ▶ 税務上欠損が生じた場合、当該欠損の使用期限、または金額の制限があるか
- ▶ 欠損が生じた年度以降、配当が可能となる時期

<取引編>

- ▶ 海外の関係会社との支払取引において相殺を行うことはできるか
- ▶ 相殺を行った場合に税務上留意すべき点
- ▶ 親会社にロイヤリティを払う場合、日台租税協定があることから、10%の源泉徴収をすれば足りるか、別途申請や許可手続きが必要か

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

会社決算編

Q

会社法に定められる会計士による財務諸表監査の要件に関するご質問

当社は、資本金がNTD3千万以下なので、会社法に定められる会計士の財務諸表監査を受けていません。

しかし、今期2021年度の売上がNTD1億を超える見込みで、2018年に改正された会社法によると会計士による財務諸表監査が必要になると思いますが、どの年度から財務諸表監査が必要になりますでしょうか。

会社法に定められる監査の要件と共に整理をお願いします。

A

会社法に定められる要件を満たしたその年度の財務諸表から、会計士による監査が必要となります。

会社法上、財務諸表の監査が必要となる要件

会社法20条2項及び関連する通達「経済部1071108経商字第10702425340号」によると、非公開発行会社の会社法上の監査要件は以下のいずれかを満たす場合となります。

- ▶ 資本金または金融機関からの借入等がNTD3千万以上の場合は強制
- ▶ 売上収益の純額がNTD1億に達している
- ▶ 労働保険に加入している従業員数が100人に達している

上記要件を満たしていたが、会計士の監査を受けていない場合に罰則や罰金があるか？

同じく会社法20条5項によると、会社責任者が会社法20条の第1項或いは第2項の規定に違反した場合、つまり監査を受けていなかった場合、それぞれNTD1万以上NTD5万以下の罰金に処すとされています。

要件を満たした場合、具体的にいつから監査が必要となるか？

経済部1071108経商字第10702425340号によると、財務報告期間の期末日現在の資本金が3千万元に達している場合、「その財務諸表」について会計士の監査を受けることが記されており、また、資本金が3千万元に満たない場合も、財務報告期間の期末日現在の売上または従業員数が上記の要件を満たす場合に、「当年度」の財務諸表について監査を受けることが記されています。

したがって、それぞれ要件を満たした年度より、財務諸表について会計士による監査を経た上で、株主総会(一人株主会社の場合は董事会)にて財務諸表の承認がなされることになります。

(次ページに続きます)

会社決算編

(前ページより)

EYより留意事項

非公開発行会社の財務諸表の会計士による監査の要件は、上記の通りとなっており、要件を満たしたその年度より監査が必要となる点、留意が必要です。会計士による監査については、場合によっては監査対象年度期首の残高について検討が必要となる場合があります。要件を満たした年度から財務諸表の会計士による監査が必要となりますので、予め下記のような状況が見込まれる場合、担当の会計事務所に前もって相談の上で監査の準備を行っておくことが望まれます。

- ✓ 増資によって資本金NTD3千万となる予定がある場合
- ✓ 事業予算によって売上高純額の合計がNTD1億以上となることが見込まれる場合
- ✓ 新規雇用によって労働保険加入従業員が100人以上となることが見込まれる場合

参考条文

会社法20条

- 1項 会社は各会計年度終了時に営業報告書、財務諸表、利益処分案又は損失填補案を作成し、株主の同意或いは定時株主総会で承認を受けなければならない。
- 2項 会社の資本金額一定金額以上に達した場合、又は一定の金額には達していないものの一定の規模に達している場合、その財務諸表について会計士の監査を受けなければならぬ。その一定の金額、規模及び監査の規則については中央主管機関がこれを定める。但し、株式公開発行会社については証券管理機関に別段の定めがある場合は除く。
- 3項 前項における会計士の委任、解任及び報酬については第29条第1項の規定を準用する。
- 4項 主管機関は隨時、第1項に定める各書類に関する検査のために人員を派遣すること或いは期限内に申告するよう命令することができる。その方法については中央主管機関がこれを定める。
- 5項 会社責任者が第1項或いは第2項の規定に違反した場合、それぞれ1万元以上5万元以下の罰金を科す。前項の監査或いは申告期限の命令を回避、妨害或いは拒絶する場合はそれぞれ2万元以上10万元以下の罰金を科す。

経済部1071108経商字第10702425340号

- 一、会社法第20条第2項に記載される会社の資本金額が一定額以上に達した場合とは、財務報告期間終了時点において資本金がNTD3千万以上の会社を指す。この場合、資本金がNTD3千万以上の会社については、その財務諸表について、会計士の監査を実施した後、株主の同意又は株主総会の承認のため提出するものとする。
- 二、会社の資本金が一定額に満たないものの、会社法第20条第2項に記載される一定の規模に達した場合とは、財務報告期間終了時点において、払込資本がNTD3千万に達していないものの、次の2つのうちいずれか1つを満たす場合を言う：(1)売上収益純額がNTD1億に達する場合、(2)労働保険に加入している従業員の数が100人に達する場合。

会社決算編

Q

年度決算における欠損及び将来の配当に関するご質問

当社は、今期大きな損失が発生し赤字となり欠損が生じる予定です。また、利益剰余金もマイナスとなる見込みです。

- ①台湾の税務上の繰越欠損金制度について教えて下さい。繰越欠損金の控除期限はあるのでしょうか。また、各年度の控除制限はあるのでしょうか。
- ②来年度予算では利益を見込んでいますが、配当はいつからできるようになるでしょうか。

A

①税務申告書について青色申告や会計士による税務監査を受けている場合、欠損金は10年間繰り越すことが可能。

②税金の納付等の対応後、年度末に未処分利益が残高として残っていれば配当が可能。

台湾における繰越欠損金制度について

所得税法39条にて、過年度の税務上の欠損は、当年度の計算に含めることはできないことが原則とされますが、所得税法77条に記載される青色申告または会計士の税務申告書の監査を受けている場合、当年度に課税所得がある場合、過年度10年間に申告した税務上の欠損を当該当年度の課税所得から控除できるものとされています。

日本のように繰越欠損金の使用限度額はなく、台湾所得税法第39条に従い、当年度の課税所得額が上限となります。

配当可能要件

会社法第232条によると、会社に未処分利益がない場合、配当することはできないものとされています。したがって、会社に未処分利益があれば、配当することができます。利益処分の順序は、以下の通りとなります。

- ① すべての税金を納付する
- ② 過去年度の欠損を填補する
- ③ 資本金と同額になるまでは法定利益準備金を積み立てる
- ④ 上記①～③実施後、未処分利益の残余额について配当可能

したがって、翌年度利益が生じ、さらに①～③を実施後、未処分利益が残る場合には、当該残高について配当が可能となります。

取引編

Q

日本の親会社等との決済における相殺取引にかかるご質問

日本親会社または他の海外の関係会社と取引を行い、その支払決済にあたって、債権もあるため、当該債権を以って相殺をすることは可能でしょうか。また、留意すべき事項があれば教えて下さい。

A

各種帳票を準備した上で相殺処理は可能。ただし、源泉徴収に留意すべき。

相殺処理は可能か

結論として、相殺処理を行うことは可能です。

一般的に、相殺にあたっては、相殺に関する取引当事者相互の書面、相殺対象をクリアにして明細を残しておくことが必要です。また、帳簿上も相殺である旨記載しておくべきです。

留意点

税務上の留意点として、相殺は支払と看做されるため、相殺された取引内容について源泉徴収すべき項目が含まれる場合には、源泉徴収の規定に基づき、所定期限までに税額を源泉徴収し、かつ源泉徴収の申告を行わなければならない点、留意が必要です。

さらに、国際貿易に該当する取引を除いて、台湾源泉所得とみなされる所得の範囲は広い点も合わせて注意する必要があります。

台湾源泉所得の範囲

所得種類	内容
配当所得	中華民国国内の会社が配当する配当金、中華民国国内の協同組合または合資にあたる営利事業者が分配する利益
役務報酬	中華民国国内の役務提供による報酬。但し、中華民国非居住者である個人の場合で、一課税年度内の中華民国国内滞在日数が90日を超えない者について、中華民国外の雇用主から取得する労務に対する報酬は含まれない。
利息所得	中華民国国内の政府、法人、個人による支払利息
賃貸所得	中華民国国内の財産に係るリースによる賃貸所得
権利金	パテント、商標権、著作権、企業秘密及び各種特許権利を中華民国国内において他人の使用に供することにより取得する権利金
財産取引所得	中華民国国内の財産取引
営業利益	中華民国国内での工商、農林、漁牧、鉱業冶金業等の事業経営による利益
懸賞金	中華民国国内での各種競技への参加による賞金
その他収益	中華民国国内で取得するその他収益

取引編

Q

日本の親会社との商標利用にかかるロイヤリティの源泉税率にかかるご質問

日本親会社と台湾子会社にて商標利用許諾契約を締結しています。この契約に基づき、親会社へブランド商標使用料としてロイヤリティを払っています。この支払にあたって、日台租税協定の適用により、税率20%ではなく10%の源泉徴収をすれば良いでしょうか。

A

日台租税協定に規定されるロイヤリティ(権利金)に該当する場合、源泉徴収税率は10%となります。ただし、源泉税の申告納税時に、日台租税協定を適用するための書類を具備することが必要です。

租税協定は自動的に適用されるわけではない点に注意

日台租税協定に規定されるロイヤリティ取引に該当する場合、源泉徴収税率は20%ではなく10%となります。したがって、10%の源泉徴収で足りますが、以下の点に留意が必要です。

自動的に10%に税率が軽減されるわけではありません。

配当、ロイヤリティ、利息といった取引の場合、事前審査及び承認は不要ですが、源泉税の納税申告にあたって、合わせて以下の書類を具備する必要があります。

- ① 適用申請書
- ② 日本の税務当局が発行する居住者証明
- ③ 所得受益者証明
- ④ ロイヤリティにかかる契約書(日本語や英語の場合、中文訳が求められるケースがあります)
- ⑤ 当該ロイヤリティの計算明細

各書類の詳細について

①適用申請書

財政部ホームページよりダウンロードができます。

<https://www.ntbt.gov.tw/singlehtml/c877bab3060747febe48425e06d072f3?cntId=c871558501944921ba2ac4db7f137632>

②日本の税務当局が発行する居住者証明

所得受領者の居住国にかかる証明です。台湾オリジナルフォーム(紙ベース)が税務署にて発行されているため、所轄の税務署に確認をする必要があります。

③所得受益者証明

日本側でロイヤリティを受領するということを明確にするものです。日本側の代表者署名が必要となります。特に定まったフォームはなく、任意で準備をする必要があります。

なお、上記②居住者証明、③所得受益証明について、台湾の税務署によっては日本の認証機関(台北駐日経済文化代表処)の認証を求めるケースがありますのでご注意下さい。

(次ページに続きます)

取引編

(前ページより)

EYより留意事項

前述の必要書類のうち、②、③については日本にて準備する必要があります。

その一方で、台湾での源泉税の納付申告は、海外送金の場合、源泉徴収から10日以内に行う必要があります。

したがって、上記書類(特に居住者証明)の準備にあたって、時間を要するので、前もって準備する必要があります。特に最近は新型コロナウィルスの影響によって、日本の税務署及び認証機関の手続きはさらに時間を要します。その点についても事前に日本側で確認を頂くことを薦めます。

その他

一般的に②の居住者証明については、年度内1度の発行で足ります。また、他の申請にも利用する場合(例えば配当や利子)、年度内であれば、最初の源泉税申告時に居住者証明の原本を提示し、通常、以降は、コピーを代用するケースが多く見受けられます。

なお、上記の書類全てにおいて、源泉税の申告を行う税務署の担当によっては異なる意見を有する場合があります。後で、租税協定の適用が拒否されないためにも、書類の方向性が固まり次第、事前に確認しておくことが望ましいと言えます。

還付対応について

租税協定を適用せずに、台湾税法に規定される源泉税率(ロイヤリティの場合20%)で既に納税している場合も、別途還付の申請対応が必要となります。上述の書類の準備によって還付を行うことが可能です。

配当、利息を含めて、租税協定の適用にあたって必要となる書類まとめ

	配当	利息	使用料
必要書類	①適用申請書		
	②日本の税務当局が発行する居住者証明	日本にて準備が必要	
	③所得受益者証明	日本にて準備が必要	
	④株式(出資金)持分の証明	④融資または預金契約書 (中文翻訳が必要な可能性あり)	④使用料に係る契約書(中文翻訳が必要な可能性あり)
	⑤設立当初のFIAの公文書		
	⑥配当金計算書または通知書	⑤利息計算明細または通知書 等	⑤使用料の計算明細 等
	⑦配当を決議した株主総会議事録 等		

JBS NEWS LETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWS LETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2021年6月	台湾におけるコロナウィルス対策 税務救済措置まとめ
2021年5月	新台湾赴任者のための制度基礎(移転価格税制及び個人編)新型コロナウィルスによる株主総会延期(停止)措置に対する非公開会社の対応整理
2021年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計・税務-法人編-)
2021年3月	外国特定専門人材の租税優遇の最新の動向、税務居住者判定にかかる新型コロナウィルス感染症に対応した緩和対策の概要
2021年2月	台湾における移転価格審査準則の改正
2021年1月	台湾国外との取引における源泉税と租税協定による免税申請対応
2020年12月	台湾における印紙税の概要
2020年11月	移転価格税制と事前確認制度APA
2020年10月	資金調達方法と関連する手続き及び税制について
2020年9月	台湾における会計制度の概要と監査制度について
2020年8月	中間納税制度と新型コロナウィルスに対する特例について
2020年7月	台湾における税務調査及び昨今の状況
2020年6月	台湾における国外取引時の源泉税の整理及び優遇税制

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWS LETTER最終ページの連絡先、またはご担当のEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所

企業稅務サービス

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
Heidi.Liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
Yishian.Lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
Sophie.Chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
ChienHua.Yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
Anna.Tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
Michael.Lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
Ben.Wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
Kelvin.Tsao@tw.ey.com

工商法令コンプライアンスサービス

沈碧琴 執業會計師
02 2757 8888 88877
Ann.Shen@tw.ey.com

謝映珊 執行總監
02 2757 8888 67373
Sammi.Hsieh@tw.ey.com

監查サービス

涂嘉玲 審計服務部營運長
02 2757 8888 88810
Lin.Tu@tw.ey.com

張志銘 執業會計師
02 2757 8888 88882
Steven.Chang@tw.ey.com

JBS

清本雅哉 副總經理
02 2757 8888 # 88830
[Masaya.Kiyomoto1@tw.ey.com](mailto>Masaya.Kiyomoto1@tw.ey.com)

橋本純也 協理
02 2757 8888 # 66458
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 # 66525
[Masato.Horii@tw.ey.com](mailto>Masato.Horii@tw.ey.com)

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」という理念の下、クライアント、構成員、そして社会に対して長期にわたるバリューを提供し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

データとテクノロジーによって支えられたEYの多様なチームによって、150を超える国における監査及び保証業務を通じた信頼の確保、またクライアントの成長や変革、業務の支援を実現しています。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションといったEYの各サービスラインの専門家チームは、互いに協同し、「Better questions (より優れた問題提起)」によって、私たちの世界が直面している現在の課題に対して、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2021 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC No. 14005963
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

